

平成24年1月28日

佐賀県警察本部交通部交通指導課 御中

(協) 日本接骨師会会員

長崎日接会

会長



## 交通事故患者に対する柔道整復師診断書妨害防止の要望

### 【要望の趣旨】

交通事故患者に対する柔道整復師（以下「整復師」という）作成診断書について、これが非医師診断書という理由で無視・否定・妨害する事の無いよう所管の県下各警察署に対し周知徹底を賜りますようお願いいたします。

### 【要望の理由】

交通事故患者といえども医療選択の自由があることは言を待ちません。この中に整復師医療があることも同様です。この度、貴管下小城警察署で別添の様な事件が発生しました。事件の概要を見るとおり、意識の高い整復師による懸命な取り組みのもとによりやく関係各位の注意が進み、次第に患者と整復師に対する問題の重大性が理解され本来の適正取り扱いが回復したものです。そこで、今後の同様問題（受診妨害・営業妨害・名誉毀損の惹起）の再発防止のための周知徹底が求められます。

なお、本件問題については、平成10年1月20日に（協）日本接骨師会・登山勲会長が貴課を訪問懇談し整復師診断書取り扱いについては理解を頂いていたにもかかわらず本件事件が再発したことは、貴課の管理体制に疑問を生じるものです。今般を顧みて、改めて交通事故患者に対する整復師診断書の根本的・本質的理解に尚一層の注意を求めるものです。

参考までに、関連の判例時報や他県警の通知等を同封しますので熟読され今後適正な取り扱いに務めて頂きますようお願いいたします。

尚、行政手続法に則り速やかにご回答頂きますようお願いいたします。

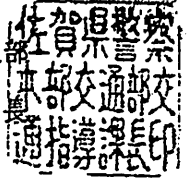
佐本交指発第21号

平成24年2月10日

(協) 日本接骨師会会員長崎日接会

会長 ○○ 殿

佐賀県警察本部交通部  
交通指導課



交通事故における柔道整復師診断書の取扱いについて (回答)

貴職より提出されました「交通事故患者に対する柔道整復師診断書妨害防止の要望」(平成24年1月28日付)については、下記のとおり回答します。

記

この度、佐賀県小城警察署が取り扱った交通事故に関して、事故当事者の方が提出された柔道整復師発行の診断書が受理されなかったことについては、誠に遺憾であると考えております。

従前から柔道整復師発行の診断書については、適正に受理するよう県下警察署等に指導を行ってきたところでありますが、今後とも診断書を適正に取り扱うよう、更に指導を徹底し、適正な交通事故捜査に努めてまいります。